

分野Ⅰ 生活環境

～住み良いまちづくり～

- 1. 快適な環境づくり …………… (1)安全で快適な住環境の提供(町管理住宅)
(2)空き家の適正管理と利活用
(3)定住促進のための住環境整備

- 2. 防犯・防災・消防体制の充実 …………… (1)防犯体制の充実
(2)災害に強いまちづくり
(3)消防体制の充実

- 3. 交通安全 …………… (1)交通安全の推進

- 4. 交通(本土との航路対策) …… (1)航路の充実

- 5. 交通(バス・タクシー) …… (1)陸上公共交通の維持

- 6. 交通(航空路) …………… (1)航空路の確保

- 7. 交通(町営船) …………… (1)航路の維持と利用率の向上

- 8. ごみ・し尿 …………… (1)ごみの減量化と資源化の推進
(2)ごみの適正処理と施設整備
(3)海岸漂着ごみ対策の推進
(4)し尿・生活排水処理

- 9. 下水道 …………… (1)接続率の向上
(2)施設の老朽化対策

- 10. 簡易水道 …………… (1)安心して飲める水道水の安定供給

- 11. 景観 …………… (1)景観の維持・改善

- 12. 道路 …………… (1)道路施設の維持・管理

- 13. 情報化の推進 …………… (1)情報化社会の構築

主要施策 I :安全で快適な住環境の提供(町管理住宅)

【現状・課題】

現在、本町では町営住宅※66戸、特公賃住宅※8戸、町有住宅※24戸の合計98戸を管理しています。

このうち、建築後30年~40年を経過した町営住宅13戸、町有住宅6戸の計19戸については、老朽化が進んでいる状況であり、計画的な改修を行う必要があります。

また、他の住宅においても入居者が快適な生活が送れるよう、計画的な維持管理を図っていく必要があります。

【施策の基本方針】

老朽化した住宅の、計画的な改修や維持管理により、安全で快適な住環境の提供を図ります。

【前期の主な取組み】

- ①国の交付金を活用した旧高校教員住宅の改修
- ②計画的な維持補修等による住環境の整備



屋根を改修した町営住宅

【後期の施策方針】

- ①国の補助事業を活用した住宅の整備
- ②計画的な維持補修等による住環境の整備
- ③公営住宅の管理制度のあり方について研究
- ④住宅セーフティネット法に基づく「住宅確保要配慮者※」を対象とした住宅供給計画策定の検討

【主な達成目標】

成果目標	策定時 (H25年度現況)	前期実績値 (H30年度)	R5年度目標値 (2023年度)	
			当初	変更
①老朽化住宅改修、建て替え	0戸	4戸	13戸	19戸
②民間空き家等を活用した住宅の供給	0戸	7戸	10戸	-

<①変更理由>当初町営住宅13戸を整備対象としていたが、経年劣化が顕著な町有住宅6戸を追加。

※【町営住宅】国の補助を受けて整備した低所得者向け賃貸住宅

※【特公賃住宅】国の補助を受けて整備した中堅所得者向け賃貸住宅。特定公共賃貸住宅。

※【町有住宅】町が単独で整備した賃貸住宅。

※【住宅確保要配慮者】住まい探しに困っている低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世代のこと。

主要施策 2: 空き家の適正管理と利活用

【現状・課題】

平成 28 年度に空き家実態調査を実施した結果、町内に約 400 戸の空き家が存在しています。

そのうち、30 戸程度はいつでも居住できる良好な状態で保たれていましたが、多くの空き家は何らかの修繕等が必要であり、今後、老朽化した空き家が増加することが懸念されています。

このような中、国の重要文化的景観に選定され、歴史ある町並みを後世に残していく必要があり、空き家問題は重要な課題となっています。そのためにも、使用可能な空き家には人を住ませ、危険な空き家は解体、除却して、管理不全な空き家をなくしていく施策を進めていく必要があります。

【施策の基本方針】

空き家の適正な管理を行い、利活用することにより住宅需要への対応を図るとともに、危険な空き家は解体、除却することで、町並み景観の保全に努めます。

【前期の主な取組み】

- ①「空き家バンク」設置要綱の制定(平成 26 年度)
- ②小値賀町空き家改修事業補助金交付要綱の制定(平成 26 年度)
- ③小値賀町空き家等対策の推進に関する条例の制定(平成 27 年度)

【後期の施策方針】

- ①空き家等対策計画を策定し、老朽危険空き家等の解体費補助金を確保して、除却を推進し、町並み景観を保全
- ②老朽危険空き家等の解体で発生する廃材処理費用の負担軽減策の検討
- ③利活用できる空き家については、改修等の補助金により、空き家を解消

【主な達成目標】

成果目標	策定時 (H25 年度現況)	前期実績値 (H30 年度)	R5 年度目標値 (2023 年度)	
			当初	変更
①条例、規則及び補助金交付要綱の制定	未制定	H26・27 制定	H26 制定	-
②空き家改修事業補助金交付件数	0 件	0 件	-	3 件
③空き家バンクの登録	延べ 0 戸	延べ 15 戸	延べ 30 戸	-
④空き家等対策計画の策定	未策定	未策定	-	R 元 策定

<②変更理由>条例の改定に伴う緩和による申請件数の増を見込む。

<④変更理由>空き家等対策計画について策定目標を設定。

主要施策 3: 定住促進のための住環境整備

【現状・課題】

本町では、平成9年から平成25年度までに100名以上のUIターン※者を受け入れてきましたが、その際に課題になるのが住宅と雇用の場の確保です。

これまで、町営住宅※の整備や高校教員住宅の払い下げ等により受け入れを行ってきましたが、住宅の供給が十分とはいえない現状です。

また、近年の核家族化により、後継者が居住環境の整った賃貸住宅を希望するケースやUIターン者が田舎らしさのある、畑（家庭菜園）付きの戸建住宅での暮らしを望むケースなど、住宅への要望も多様化しています。

これらのことから今後、定住促進を図るうえで、空き家の利活用による住環境の整備が重点課題となっています。

一方、町内では過疎化の進行により空き家が増加し、これらの老朽化に対し、防犯、防災、町並み景観などの面でも対策が必要になっています。

【施策の基本方針】

定住促進を図るため、空き家を利活用し、定住希望者に安全・安心な住宅を確保します。また、UIターン者の希望に対応した田舎暮らしが実現できる住環境を様々な地区に整備し、地域コミュニティの活性化を促します。

【前期の主な取組み】

- ① 定住促進のための空き家改修
- ② 空き家所有者へのアンケート調査及び聞き取り調査の実施

【後期の施策方針】

- ① 空き家等対策計画を策定して、国庫補助による空き家改修等を実施し、空き家の利活用を推進
- ② UIターン者用の新築の住宅整備を検討
- ③ 消滅集落対策のため定住促進住宅を整備

【主な達成目標】

成果目標	策定時 (H25年度現況)	前期実績値 (H30年度)	R5年度目標値 (2023年度)	
			当初	変更
① UIターン者の住環境整備	0戸	11戸	10戸	17戸

<①変更理由>当初計画の10戸はUIターン者の増加により前期実績値で既に上回った。今後も必要となる見込みであるため変更増。

※【UIターン】「Uターン」は、地方で生まれ育った人が都市部等で勤務した後、ふたたび出身地に戻って生活することを指し、「Iターン」は、都市部等で生まれ育った人が、地方に移住すること。

※【町営住宅】国の補助を受けて整備した低所得者向け賃貸住宅。



定住促進住宅改修例

主要施策 1:防犯体制の充実

【現状・課題】

近年、「悪徳商法」、「オレオレ詐欺」など、高齢者を狙った犯罪が増加かつ巧妙化していますが、高齢者世帯や独居老人世帯等が増加している本町において、被害防止対策が、今後重要な課題となっています。

また、本町では、登下校時の安全確保のため、通学路における交通安全指導を地域と連携して行っていますが、車両を運転する高齢者が増加する中で、学校、保護者、地域における取り組みを一層強化し、警察など関係機関との連携を図りながら、子どもの安全を確保することが求められています。

今後とも、犯罪のない安全・安心なまちづくりに向け、町民一人ひとりの防犯意識の高揚を図りながら、地域での見守り活動を中心とした防犯体制の強化をさらに進めていく必要があります。

【施策の基本方針】

家庭、地域、学校、事業所、警察、行政の連携により、子どもや高齢者が、不安を感じることなく、安全で安心して生活できるまちづくりに努めます。

【前期の主な取り組み】

- ①防犯・交通情報等を町民に広報することにより安全で安心なまちづくりを推進するため小値賀町と新上五島警察署の間で防災行政無線の活用に関する覚書を締結
- ②消費生活相談員を設置し、特殊詐欺の予兆事案(オレオレ詐欺の不審電話)の発生を受け防災無線による注意喚起を実施
- ③自動通話録音装置を貸与するなどして、独居老人の特殊詐欺防止に着手

【後期の施策方針】

- ①ふれあいとやすらぎのまち小値賀町生活安全条例に基づき、推進協議会及び関係機関・各種団体と連携し幅広い地域安全活動を推進
- ②主要道路や通学路における街路灯の増設
- ③防犯カメラの設置について関係機関と協議

【主な達成目標】

成果目標	策定時 (H25 年度現況)	前期実績値 (H30 年度)	R5 年度目標値 (2023 年度)	
			当初	変更
①犯罪被害件数	3 件/年	2 件/年	0 件/年	-

主要施策 2: 災害に強いまちづくり

【現状・課題】

本町における災害は、主に梅雨期の集中豪雨や台風等の自然災害が挙げられます。

特に台風については、家屋や農林水産施設等に多大な被害を与えることがありますが、近年、大きな災害に直面していないため、町民の災害に対する危機感が希薄になっていることが懸念されます。

近年の地球温暖化や異常気象により想像を超える超大型台風が、今後日本に上陸する可能性は高いとの専門家の意見が出されていますので、超大型台風上陸や大規模地震・津波、また玄海原発事故の影響も視野に入れた防災対策は喫緊の課題となっています。

また、平成 23 年 3 月の東日本大震災の甚大な津波被害や平成 28 年 4 月の熊本地震を踏まえ、身近な地域単位で防災活動等を行う自主防災組織の必要性が高まっています。

今後、町内に点在する危険箇所の見直しを行い、新たなハザードマップ[※]の策定を行います。また、災害時の避難場所の見直しや点検、防災無線などの資機材の整備のほか、自主防災組織の結成や防災士の育成、防災訓練の定期的実施、さらには高齢者や障害者、子どもなどの避難支援体制の充実など、人・地域・組織が連携して、防災・減災体制の強化に努めていく必要があります。

【施策の基本方針】

大型台風等による災害の未然防止と被害の拡大防止に向けた対策を進めるとともに、災害時の広域的な協力体制を含めた総合的な危機管理体制の充実に努めます。

さらに、町民の防災意識の高揚を図り、地域ぐるみで自主防災体制の確立を進めます。

【前期の主な取組み】

- ① 自主防災組織の結成
- ② 新たな地域防災計画の策定
- ③ 地域防災計画(概要版)の世帯配布
- ④ 防災無線(移動系)のデジタル化



地域住民が防火訓練に参加

【後期の施策方針】

- ① 急傾斜地など危険個所の見直しを行い、ハザードマップを作成
- ② 防災手帳を住民に配布
- ③ 防災訓練の実施
- ④ 福祉事務所と連携した災害時要援護者避難支援体制の充実
- ⑤ 防災メール環境の整備・住民への活用の周知
- ⑥ 地域防災計画の適宜見直し(防災会議にて)
- ⑦ 備蓄計画の作成

【主な達成目標】

成果目標	策定時 (H25 年度 現況)	前期実績値 (H30 年度)	R5 年度目標値 (2023 年度)	
			当初	変更
①地域防災会議の開催	未実施	2 回	1 回/年	-
②町全体の防災訓練の実施	未実施	未実施	1 回/年	-
③自主防災組織の育成と活動の充実	未実施	-	町内全域	-
④防災講演会の開催	未実施	未実施	1 回/年	-
⑤ハザードマップの作成	未実施	未実施	-	R2 作成

※【ハザードマップ】災害予測図(または緊急避難地図)ともいわれ、ある特定の災害(例えば水害、火山災害、原子力災害)に対して将来予想される災害の種類、規模、範囲などの危険地域を想定し、避難場所や避難路の確保など災害の軽減のための諸対策を記入した地図のことをいう。

主要施策 3: 消防体制の充実

〔現状・課題〕

近年、火災発生件数は全国的に増加傾向にあり、火災による死者に占める高齢者の割合も年々高まっており、その対策が求められています。

本町の消防体制は、常備消防として、佐世保市消防局による佐世保市西消防署小値賀出張所が設置されているほか、非常備消防として、9 個分団からなる消防団と離島自衛消防団、女性消防団が組織され、互いに連携しながら火災出動のほか、防火活動・災害救助活動、さらには島特有の海上遭難者の捜索活動など多岐に及ぶ活動を行っています。

しかし、過疎化と高齢化の影響で、定員 156 名を確保できない状況が続いており、消防体制の充実が課題となっています。

〔施策の基本方針〕

町民の安全や安心の確保のため、生命・財産を守るため、継続して団員の確保と組織の強化による消防体制の充実や地域の実情に適応した機能的な消防機材や施設の整備を図ります。

〔前期の主な取組み〕

- ① 団員の確保と消防組織の強化（分団の統合・分団ごとの操法訓練の実施）
- ② 消防施設等の計画的な整備（消防自動車の更新・防火水槽の設置）
- ③ 地区住民に対する初期消火訓練の実施



消防訓練のようす

〔後期の施策方針〕

- ① 団員の確保と消防組織の強化（分団の統合・分団ごとの操法訓練の実施）
- ② 消防施設等の計画的な整備（消防自動車の更新等）
- ③ 地区住民に対する初期消火訓練の実施と高齢者に対する防火意識の啓発
- ④ 地区内消防施設の充実（消火栓格納庫内ホースの軽量化など）
- ⑤ 老朽化した消防機材や施設の着実な更新
- ⑥ 広域消防との連携充実・連絡体制などのチェック

〔主な達成目標〕

成果目標	策定時 (H25 年度現況)	前期実績値 (H30 年度)	R5 年度目標値 (2023 年度)	
			当初	変更
① 火災発生件数	2 件/年	11 件/前期	0 件/年	-
② 消防団員の確保	148 名	144 名	156 名	-

主要施策 1:交通安全の推進

〔現状・課題〕

本町の主要道路である県道や町道の道路網は整備されていますが、近年、本町の交通事故件数は増加傾向にあります。その多くが高齢者による交通事故であり、その対策が求められています。

本町では、新上五島警察署をはじめとする関係機関・団体との連携のもと、特に高齢者を対象とした交通安全教育や世帯訪問などの啓発活動を行い、高齢者の交通事故防止対策を講じています。

今後はさらに、町民の交通安全意識の高揚に努めるとともに、交通安全施設や道路環境の整備を図っていく必要があります。

〔施策の基本方針〕

安心と思いやりの交通社会構築のため、交通安全施設の整備と高齢運転者を対象とした安全講習会や子供たちを対象にした自転車の安全講習会等を推進し、交通安全意識の啓発を図ります。



交通安全普及活動

〔前期の主な取組み〕

- ①自動車運転免許の更新期間満了時の年齢が70歳以上のドライバーに義務づけられた高齢者講習や75歳以上のドライバーが高齢者講習の前に受講する認知機能検査を実施

〔後期の施策方針〕

- ①子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- ②後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ③飲酒運転の根絶
- ④自転車通行帯の整備について研究
- ⑤子ども、高齢者に限らず交通ルールを町全体で守っていく意識改革

〔主な達成目標〕

成果目標	策定時 (H25年度現況)	前期実績値 (H30年度)	R5年度目標値 (2023年度)	
			当初	変更
①交通事故数	0件/年	6件(累計)	0件/年	-

主要施策 1：航路の充実

【現状・課題】

小値賀町の地域振興を図るうえで、最も大きな環境条件のひとつは、生活航路である佐世保航路の充実ですが、人口減少の中で、船が小型化かつ老朽化し、便数も限られ、一方で物流コストが高いという状態が続いています。生活環境面では、高齢者が町外の医療機関を受診する際の困難な乗降、また、「野崎島の集落跡」を構成資産に含む「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」が世界遺産に登録されるなどの観光分野や第 1 次産業の活性化を図るうえでも、その改善が大きな課題となっており、航路事業者に強く働きかけるためにも、今後、人の往来と物の流通を盛んにすることが求められます。

【施策の基本方針】

近隣自治体と連携しながら国や県、航路業者に強く働きかけ、航路の安定化、運賃の低廉化など更なる利便性の向上を図ります。

【前期の主な取組み】

- ① 佐世保市、九州商船（株）及び小値賀町と佐世保～上五島航路における母港に関する確認書を締結
- ② 国境離島新法により、航路運賃をJR運賃並みに引き下げ
- ③ 高速船の増便が実現
- ④ 高速船、フェリーの抜港対策として小値賀漁港沖の防波堤を延長

【後期の施策方針】

- ① 佐世保港のバリアフリー化において佐世保市等関係機関と協議
- ② 佐世保航路及び上五島、宇久航路を利便性のある時間帯を設定できるよう、関係機関と協議
- ③ 貨物船の航路改善について、関係機関と協議
- ④ 世界遺産を含む観光客のアクセスルート改善

【主な達成目標】

成果目標	策定時 (H25年度 現況)	前期実績値 (H30年度)	R5年度目標値 (2023年度)	
			当初	変更
①「なるしお」より大きな新船フェリーの就航	-	未実施	-	R元就航
②運賃の低廉化	-	実施済	-	-
③佐世保～小値賀間の船便の増便	-	実施済	-	-
④新上五島～小値賀～宇久航路の充実	-	-	-	日帰り便就航
⑤貨物船の航路改善	-	-	-	ダイヤの改善

<①変更理由>計画策定後における取り組み成果により追加

<④⑤変更理由>当初、想定していなかった航路事業者の撤退や航路変更が生じたため追加設定



佐世保航路へ増便された高速船

主要施策 1：陸上公共交通の維持

【現状・課題】

平成 4 年 10 月から運行している小値賀交通(株)は、通学及び高齢者の通院や買い物など町民の生活に欠かせない交通手段として、公共機関が休みとなる日曜日以外は運行しています。

しかし、近年ではマイカーの普及や過疎化の進行により利用者の減少が続き、経営的に厳しい状況が続いているため、燃費の良い低床型バス※の導入をはじめ、路線の見直しやタイヤ改正、敬老パスの導入のほか、霊柩車の営業や運転士の再雇用を行う等の経営改善を図っていますが、依然として厳しい経営状況が続いています。

今後も本町の人口は減少しますが、老々世帯、独居老人世帯等は増加する中で、買い物や病院に出かけるための交通手段として、バスの必要性が高くなっています。

また、平成 29 年に民間タクシー事業者が廃業となったため、タクシー空白地帯を解消するための取り組みを行い、住民の移動ニーズに対応していく必要があります。

【施策の基本方針】

高齢者等の交通弱者の移動手段として公共交通の運行を維持・確保するとともに、新システムの導入など、交通体系の見直しを行い安心して住みよいまちづくりを目指します。

【前期の主な取組み】

- ① 老朽化した路線バスを低床型バスに更新
- ② 佐世保～上五島航路のタイヤ改正等に伴い、運行時刻表の改正
- ③ 民間タクシー事業者の廃業に伴い、社会福祉協議会による公共交通空白地有償運送を開始

【後期の施策方針】

- ① 公共交通空白地有償運送事業の充実のため社会福祉協議会との協議
- ② バスの利活用を進めるキャンペーンやイベントの実施
- ③ 民間タクシーやデマンドバス※の可能性についても検討
- ④ 公共交通空白地有償運送の充実に合わせ、小値賀交通(株)の貸切バス運行事業者への特化を検討



移送サービスで使用されている車両

〔主な達成目標〕

成果目標	策定時 (H25 年度現況)	前期実績値 (H30 年度)	R5 年度目標値 (2023 年度)	
			当初	変更
①移送サービスの利用者増	-	200 人/月	-	400 人 /月
②ツーステップバス※を 低床型バスに更新	-	更新済	-	-

<①変更理由>当初、想定していなかった民間事業者の廃業により追加設定。(H30 の取り組み実績をもとに設定)

※【低床型バス】車内の床面が平らで乗降口との段差がなく、路面から床面までの高さも 30 センチ以下と低いため、乗り降りが楽なバス。乗降口には出し入れ出来るスロープがあり、車いすでも利用できる。

※【ツーステップバス】出入り口の踏み板が 2 段で、床面高さが 650mm 以上のバスを指す。

※【デマンドバス】利用者の要求に対応して動く形態のバス。

主要施策 1：航空路の確保

〔現状・課題〕

昭和 60 年 12 月に開港した県営小値賀空港では、オリエンタルエアブリッジ(株)が長崎⇄小値賀間、福岡⇄小値賀間にそれぞれ 1 日 1 往復運航していましたが、有視界飛行による運航のため天候に左右され、開港当初から就航率が悪く、また、船便の高速化で移動時間の短縮が図られたこと等により利用客が減少し、平成 18 年 3 月から定期便が廃止になっています。

そのような中、平成 24 年度に試験的に行った土曜日・日曜日に限定したチャーター便の運航を小値賀⇄福岡間で行い、利用者アンケートを実施したところ、定期便の復活を望む意見が多く寄せられ、引き続き平成 25 年度も運航しましたが、利用していた飛行機の部品が入手困難となり事業者が機体を処分したため就航できなくなりました。

近年の観光客の増加等、交流人口が拡大する中、更なる地域振興を図るうえでも航空路の必要性が高まってくると予想されることから、運航再開の可能性を模索しながら、チャーター機や個人機の誘致などを進めていく必要があります。一方、開港して 30 年以上経過し、老朽化した空港施設は、平成 29 年度に実施された国の定期土木検査においても改善を求められており、今後は、老朽化した施設の整備や定期便の就航に向けて、県とともに取り組んでいく必要があります。

（小値賀空港利用実績）

	H26	H27	H28	H29	H30
ドクターヘリ	23 回	5 回	9 回	3 回	5 回
ニーマスヘリ※	35 回	64 回	43 回	34 回	92 回
自衛隊機	18 回	19 回	15 回	7 回	12 回
民間機	3 回	10 回	2 回	5 回	3 回
松くい虫防除ヘリ	21 回	20 回	20 回	20 回	20 回
グライダー飛行訓練	0 回	41 回	0 回	0 回	0 回
計	100 回	159 回	89 回	69 回	130 回

〔施策の基本方針〕

町民及び観光客の移動手段としての定期便の復活と、救急患者が発生した場合の救急体制の確保など、空港利活用の方針性を決めます。

〔前期の主な取組み〕

- ①小値賀～福岡間のチャーター便運航（平成 25～26 年度）
- ②グライダー飛行会の実施（平成 27 年度）

【後期の施策方針】

- ① 本空港が利用可能な航空機を確保するため、県と連携しながら、各航空会社と調整し、新たな航空路の確保に努め世界遺産登録による観光客の利用など、交流人口を拡大
- ② 定期便（チャーター機含）の運航・誘致
- ③ 救急体制の確保（ドクターヘリ・急患搬送ヘリ・医師搬送ヘリ）
- ④ 空港施設等の保全管理

【主な達成目標】

成果目標	策定時 (H25 年度現況)	前期実績値 (H30 年度)	R5 年度目標値 (2023 年度)	
			当初	変更
① 定期便の就航	-	-	福岡:週 3 長崎:1 便 /日	-
② 搭乗率	-	-	50%	-

※【ニーマスヘリ】医師の輸送用に運航しているヘリ

主要施策 1: 航路の維持と利用率の向上

【現状・課題】

小値賀本島と有人属島である大島・納島・六島・野崎へは、笛吹港から大島・六島・野崎島航路には町営船の「はまゆう」が、柳港から納島航路には、同じく町営船の「さいかい」がそれぞれ就航しており、生活物資の輸送や、本島への通勤・通学・通院等、島民にとって欠かせない重要な交通手段としての役割を果たしています。

一方で、両航路は、国の離島航路整備法に基づく離島航路運営費等補助金と長崎県の離島航路事業対策補助金の交付を受けていることから、常に経営の改善を求められており、過疎地域の航路で、構造的には赤字は免れない状況下において、その圧縮を図りながらサービスを維持・向上させるという困難な課題を抱えています。

【施策の基本方針】

本島と町内各離島を結ぶ生活航路としては言うに及ばず、野崎島を訪れる観光客の足としても重要な役割を果たしており、今後の航路維持と充実を図ります。また、観光事業と連携した取り組みによる利用率向上に努めます。

【前期の主な取り組み】

- ①町営船第3はまゆうに代わる新船「はまゆう」の就航 (平成 28 年 7 月就航)
- ②観光客の増加に対応した野崎便の増便



町営船はまゆう

【後期の施策方針】

- ①利用者のニーズに応じたダイヤの編成
- ②町営船さいかいの更新に向けた調査の実施
- ③離島待合所の建て替え

【主な達成目標】

成果目標	策定時 (H25 年度現況)	前期実績値 (H30 年度)	R5 年度目標値 (2023 年度)	
			当初	変更
①年間利用客数のアップ (笛吹～大島、野崎航路)	17,499 人	17,211 人	18,400 人	-
②年間利用客数のアップ (柳～納島航路)	3,092 人	3,287 人	3,200 人	-
③町営船はまゆうの更新	-	H28 更新済	-	-
④町営船さいかいの更新	-	-	-	R2 更新

<④変更理由>老朽化により、今後更新が見込まれるため計画に追加設定

主要施策1:ごみの減量化と資源化の推進

【現状・課題】

本町の焼却ごみは、分別品目の拡大や生ごみの堆肥化により減少してきているものの、最終処分場の埋め立て量は減少せず、負荷が低減できない状況です。

一方、容器包装リサイクル法^{*}に基づく本町の分別収集品目については、毎年一定の数量が資源化されており、さらに紙類の分別収集開始により、徐々に資源物量は増えてきています。また、平成 26 年度に第2ストックヤード^{*}を整備した事により、平成 27 年度プラスチック製容器包装、平成 28 年度紙製容器包装の資源化を開始しました。

生ごみの堆肥化等については、生ごみ処理機の補助やダンボールコンポスト^{*}の基材の支援を行い、減量化を図っていますが、なかなか普及が進まない現状です。

【施策の基本方針】

ごみの発生から資源化、焼却、埋め立てまでを総合的に管理し、廃棄物の循環型社会形成を推進します。また、環境教育の推進を図り、未来にきれいな空気や水、豊かな大地を継承するため、町民協働による「ごみゼロ」社会を目指し、ごみの減量化・資源化に積極的に努めます。

【前期の主な取組み】

- ① 生ごみ堆肥化のための機器補助及び基材支援を行い、地域の生ごみリーダーを育成して、生ごみの減量化を推進
- ② 平成 26 年度に遊休施設を第 2 スtockヤードとして購入
- ③ 平成 27 年度からプラスチック製容器包装の資源化開始
- ④ 平成 28 年度から紙製容器包装の資源化開始
- ⑤ 平成 29 年度から「海ゴミなくそう&ゴミ収集カレンダー」を作成し、離島を除く全世帯へ配布

【後期の施策方針】

- ① 断る(リフューズ)、発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)の「4R運動」を推進することにより、廃棄物の発生を抑制
- ② 不法投棄の取り締りや海岸清掃等の環境美化活動に努め、ごみのない美しい町づくりを推進
- ③ 老朽家屋等の解体で発生する廃材を効率的に処理するための施設整備
- ④ 食品ロス削減の推進
- ⑤ ごみ袋の有料化の検討

【主な達成目標】

成果目標	策定時 (H25 年度現況)	前期実績値 (H30 年度)	R5 年度目標値 (2023 年度)	
			当初	変更
① 1 人 1 日あたりごみの排出量	1,289g(H24)	1,258g (H29)	1,050g	1,192g
② 再生利用(資源化)率	10.5%(H24)	14.3% (H29)	19%	14.3%

<①変更理由>平成 30 年度策定中の「町一般廃棄物処理基本計画」により見直しを行った結果、可燃ごみ搬出先として検討している新上五島町基本計画目標値(令和 7 年度までに 1,188 (g/人・日))に合わせる事とした。(通常の一般ごみは減少傾向にあるものの、空き家の片付けごみが増加傾向にあり、目標数値を下方修正。)

<②変更理由>総合計画前期より、プラスチック製容器包装・紙製容器包装の資源化を行ったが、予想より資源化率が上がっていない。平成 30 年度策定中の「町一般廃棄物処理基本計画」により見直しを行った結果、これ以上資源化品目を増加させて分別を複雑化するより、現状維持とした。

※【容器包装リサイクル法】容器包装に係わる分別収集及び再商品化の促進に関する法律。

※【ストックヤード】再利用や再生利用を目的としたごみの一時保管所。

※【ダンボールコンポスト】段ボール箱を用いて、生ごみの減量・堆肥化を行うこと。

(ごみ焼却場における排出ガスのダイオキシン類濃度測定結果)

年度	毒性当量 (ng-TEQ/m ³)
H25	5.1
H26	3.5
H27	4.0
H28	8.1
H29	2.4

・排出基準 10ng-TEQ/m³

(最終処分量の推移)

年度	処分量 (t/年)	処分率 (%)
H25	382	28.8%
H26	357	28.2%
H27	341	28.6%
H28	375	31.3%
H29	299	25.9%

・処分率とは、ごみ総排出量における最終処分量の割合。

(最終処分量の将来予測)

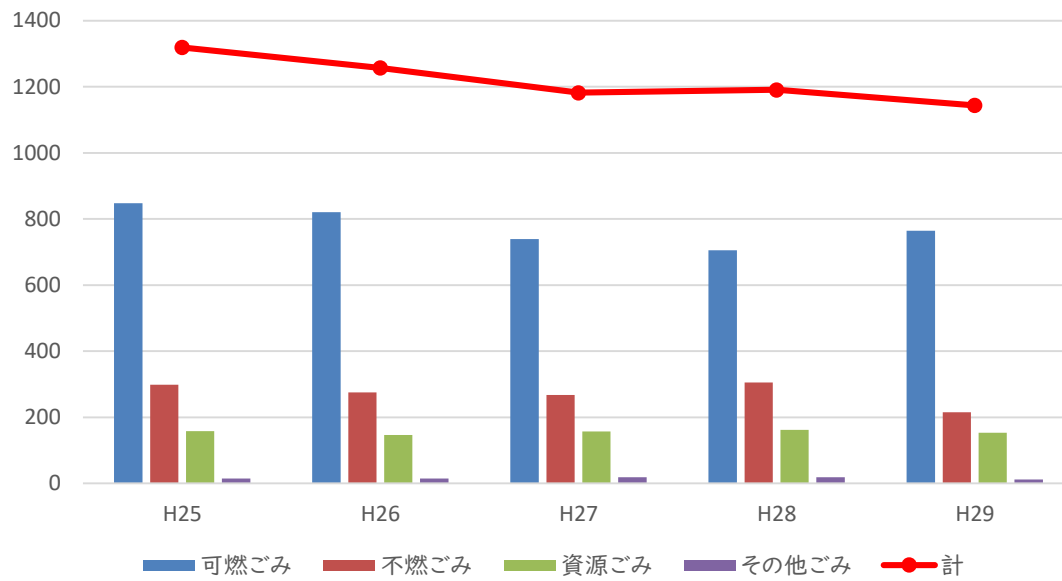
年度	処分量 (t/年)	処分率 (%)
H29	299.0	25.9%
H30	282.6	25.1%
R元	266.2	24.3%
R2	249.9	23.5%
R3	233.5	22.7%
R4	217.1	21.8%
R5	200.7	21.0%

(ごみ総排出量の推移)

年度	可燃ごみ (t/年)	不燃ごみ (t/年)	資源ごみ (t/年)	その他ごみ (t/年)	計 (t/年)
H25	848	298	158	15	1,319
H26	821	275	146	15	1,257
H27	739	267	157	19	1,182
H28	705	305	162	19	1,191
H29	764	215	153	12	1,144

(t/年)

ごみ排出量の推移



(1人1日当たりごみ総排出量の推移)

年度	(g/人・日)
H25	1,316.7
H26	1,286.4
H27	1,240.7
H28	1,269.3
H29	1,258.0

主要施策2:ごみの適正処理と施設整備

〔現状・課題〕

本町のごみ処理施設は老朽化が進行しており、適正処理機能を維持していくためには、計画的な修繕や早期の施設整備が必要です。

また、広域化による環境負荷の低減や効率性を十分検討したうえで、適正な処理体制を検討する必要があります。

ごみの処理については、島内での焼却の継続、または島外への搬出について選択が迫られ、それぞれの施設整備について検討する必要があります。

〔施策の基本方針〕

焼却ごみの処理方法の見直しを行い、そのために必要な施設の適正な整備を図り、安定した廃棄物処理に努めます。

〔前期の主な取組み〕

- ①平成 28 年度 ごみ焼却場の大規模改修工事を実施
- ②平成 29～30 年度 させば連携中枢都市圏構想において、可燃ごみの佐世保市での受け入れ可能性について協議した結果、短期(5～10 年以内)での受け入れは不可
- ③平成 30 年度 新上五島町と可燃ごみの受け入れについての協議開始

〔後期の施策方針〕

- ①ごみ処理の広域化に向けて、新上五島町との連携協議の継続
- ②ごみ処理の広域化に向けた施設整備
- ③佐世保市との広域連携について、中長期での可燃ごみ受け入れ可能性と、それに伴う焼却場延命化の検討

〔主な達成目標〕

成果目標	策定時 (H25 年度現況)	前期実績値 (H30 年度)	R5 年度目標値 (2023 年度)	
			当初	変更
①循環型社会形成推進事業計画に基づくごみ処理施設の整備	未整備	未整備	整備	-

主要施策 3: 海岸漂着ごみ対策の推進

〔現状・課題〕

小値賀町の海岸に散在する漂着ゴミは、海の環境を著しく阻害しており、危険物も海ごみに混じって漂着しています。また、プラスチック等の人工物は、漂流している内に小さく砕かれてマイクロプラスチックとなり、海流や風によって世界中の海に流れ漂い、海の生物の生態系への影響も懸念されています。海ごみは世界的な問題です。



清掃後の海岸（浜津白浜海水浴場）

〔施策の基本方針〕

町は、海岸における良好な景観及び環境を保全し、海岸漂着物等の円滑な処理及び発生の抑制を図るため、長崎県海岸漂着物等地域対策推進事業を継続して実施し、また、ボランティア団体と情報共有しながら、海岸漂着ごみの回収・処理及び発生抑制対策等を行います。

〔前期の主な取組み〕

- ①長崎県海岸漂着物等地域対策推進事業の実施
- ②「海ゴミなくそう&ゴミ収集カレンダー」を作成し、漂着ごみ問題について、町民へ啓蒙

（海岸清掃実績）

（単位：トン）

項目	H25	H26	H27	H28	H29
町内一斉海岸清掃	4.6	5.1	5.1	5.1	5.5
事業で行った海岸清掃	16.5	75.7	26.7	23.0	25.0

・この他にも、小中高合同海岸清掃やアイランドツーリズム協会、りっぱカンパニーズのボランティア海岸清掃等も行われています。

・事業で行った海岸清掃：「長崎県海岸漂着物等地域対策推進事業」

〔後期の施策方針〕

- ①長崎県海岸漂着物等地域対策推進事業の継続
- ②プラスチック等人工物対策の研究

〔主な達成目標〕

成果目標	策定時 (H25年度現況)	前期実績値 (H30年度)	R5年度目標値 (2023年度)	
			当初	変更
長崎県海岸漂着物等地域対策推進事業	-	実施	-	継続

<①変更理由>前期で目標を設定していなかったため追加記載

主要施策 4:し尿・生活排水処理

〔現状・課題〕

本町のし尿処理施設は、平成 7 年度から稼働しており、老朽化が進行しているため、計画的な修繕を行っていますが、下水道整備事業が平成 16 年度から開始されたことにより、年々し尿の受け入れ量は減少しています。

将来は、全量を下水道処理に切り替えることが必要となるため、し尿処理場を廃止し、全機能を隣接する下水道処理施設に移行し、一元的な処理を行うための施設整備が必要です。

〔施策の基本方針〕

本町の美しい海の水質環境保全のため、全てのし尿と生活排水を下水道処理施設で処理できるよう、施設整備に努めます。

また、町内の非水洗化世帯への水洗化の周知・推進を図り、汲み取りし尿の減量化に努めます。

〔前期の主な取組み〕

- ①平成 30 年度において汚水処理広域化・共同化計画の策定を実施中。これにより、し尿の下水道処理場への投入の可能性について調査し検討中

〔後期の施策方針〕

- ①前期の汚水処理広域化・共同化計画の結果により、し尿を下水道処理場へ投入するための施設整備

〔主な達成目標〕

成果目標	策定時 (H25 年度現況)	前期実績値 (H30 年度)	R5 年度目標値 (2023 年度)	
			当初	変更
①し尿処理場の廃止と下水道施設の整備	未整備	未整備	-	整備

<①変更理由>前期で目標を設定していなかったため追加記載

主要施策 1: 接続率の向上

〔現状・課題〕

生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を目的に、平成 6 年度から下水道事業を開始し、平成 20 年度までに全ての管路整備が終了しました。本町の下水道普及率は 99% (平成 30 年 3 月末) ですが、接続率 (人口比) は 77% (平成 30 年 3 月末) で、順調に向上はしていますが、いまだに使用料収入で運営経費をまかなえない状況ですので、さらなる接続率の向上が必要です。

これからますます下水道への接続が進めば、し尿処理場の受け入れ量は減少しますので、下水処理場とし尿処理場を一元化することで、合理的な企業経営が可能になります。(詳細は、政策 8 ごみ・し尿主要施策 3 し尿・生活排水処理に記載)

〔施策の基本方針〕

住民への周知活動により接続率を向上させ、水路や海の環境保全を図り、併せて下水道使用料の増加により、下水道会計の健全化を図ります。

下水道使用料の推移

(単位: 千円)

	H25	H26	H27	H28	H29
合計	25,283	26,265	27,137	28,570	29,262

下水道接続率の推移 (人口割)

	H25			H26			H27			H28			H29		
	全人口	接続人口	接続率	全人口	接続人口	接続率	全人口	接続人口	接続率	全人口	接続人口	接続率	全人口	接続人口	接続率
合計	2,702	1,831	67.76%	2,650	1,854	69.96%	2,611	1,878	71.93%	2,543	1,932	75.97%	2,468	1,907	77.27%

〔前期の主な取組み〕

- ① 下水道への接続率向上を図るため工事資金の融資斡旋及び利子補給
- ② 下水道の未整備区域への合併浄化槽設置

〔後期の施策方針〕

- ① 下水道への接続率向上を図るため工事資金の融資斡旋及び利子補給制度の継続
- ② 下水道の未整備区域における合併浄化槽設置の推進

〔主な達成目標〕

成果目標	策定時 (H25 年度)	前期実績値 (H30 年度)	R5 年度目標値 (2023 年度)	
			当初	変更
① 接続率	63%	77%(H29)	80%	82%

<①変更理由>接続率が当初目標よりも高い水準であがっているため、更に 2%の増を掲げた。

主要施策 2: 施設の老朽化対策

【現状・課題】

完成後 20 年を経過した施設もあり、施設の維持費用が年々増加傾向にあります。

5 カ所の処理場と 31 カ所のマンホールポンプ場のほか、下水管路・マンホールについては 41km 布設されています。今後、これらの施設・設備の台帳を整備し、計画的な老朽化対策を行う必要があります。

また、将来の人口減少や維持管理の効率化を考え、処理場の統廃合の検討も必要になります。

【施策の基本方針】

長寿命化計画を策定し、施設・設備の計画的な更新・補修を実施し、維持費用の平準化を図ります。

【前期の主な取組み】

- ① 下水道台帳のシステム化
- ② 下水道事業経営戦略の策定
- ③ 特定環境保全公共下水道施設長寿命化計画の策定



笛吹浄化センター

【後期の施策方針】

- ① 農業集落排水施設及び漁業集落排水施設の長寿命化計画の策定
- ② 長寿命化計画に基づいた、老朽化した施設や設備の更新・補修
- ③ 特定環境保全公共下水道施設と農業集落排水施設や漁業集落排水施設との統合の検討
- ④ 維持管理費の平準化を図ることによる下水道会計の健全化

【主な達成目標】

成果目標	策定時 (H25 年 度)	前期実績値 (H30 年度)	R5 年度目標値 (2023 年度)	
			当初	変更
① 長寿命化計画の策定 ・特定環境保全公共下水道施設 ・農業集落排水施設 ・漁業集落排水施設	- - -	H29 策定済 - -	- - -	- R2 策定 R2 策定

<①変更理由>当初具体的な策定目標がなかったため今回追記。

主要施策 1: 安心して飲める水道水の安定供給

〔現状・課題〕

本町の水道事業は、昭和 32 年に斑島地区簡易水道を創設以後、各地区の、事業統合により、小値賀地区・大島地区の 2 つの簡易水道（納島地区は海底送水管により小値賀地区と接続済）と六島地区・野崎地区の 2 つの飲料水供給施設となり、普及率は 100%となっています。今後の課題としては、水の安定供給と安定した水質の維持や漏水等による有収率（現在 86%）の低下を防ぐため、送配水管の計画的かつ有効的な更新及び耐震化を実施すること、また、小値賀地区と大島地区の簡易水道の事業認可を統合し、一本化を図る必要があります。

更新の必要な水道管の総延長

該当年度	平成 30 年度	令和 5 年度	令和 10 年度
延長	81m	1,228m	2,299m

※各年度の延長は過年度からの累積延長

〔施策の基本方針〕

本町の水道事業を取り巻くさまざまな課題等に対応していくため、事業経営を「安全で安心な水を効率的に安定供給する」という基本的な視点で検証し、施設の適正な管理を行うため、計画的な修繕と整備に努めます。

〔前期の主な取組み〕

- ①六島地区の海水淡水化を廃止。水源をため池に変更し、小型ろ過装置を整備
- ②野崎地区に小型ろ過装置を整備。また、老朽化した配水管を敷設替

〔後期の施策方針〕

- ①有収率を平成 29 年度 86%から令和 5 年度 90%へと向上
- ②小値賀地区と大島地区の簡易水道統合
- ③長寿命化計画に基づいた、老朽化した施設や設備の更新・補修

〔主な達成目標〕

成果目標	策定時 (H25 年度現況)	前期実績値 (H30 年度)	R5 年度目標値 (2023 年度)	
			当初	変更
①有収率	85%	約 86%(H29)	90%	-
②六島、野崎島での効率的で清廉な水の安定供給	六島地区検討 野崎地区未実施	六島地区整備完了 野崎地区整備完了	-	-
③老朽管の更新	-	-	-	1,228m

<③変更理由>経年により今後更新の必要な水道管が生じるため今回数値として追加。

主要施策 1: 景観の維持・改善

【現状・課題】

本町では高齢化が進み、独居老人世帯の増加や死亡、転出、施設入所等に伴い、管理されない空き家等が増加し、街並みの景観が阻害されています。

また、町内の主要な眺望点周辺においては、草や木の枝が生い茂り、眺望の妨げとなり、休耕地の増加などで自然景観が損なわれています。

これらの景観の保全については、町民等と行政の協働による取り組みが必要であり、自然や街並み景観に対する町民意識を高めていくことが必要です。

【施策の基本方針】

補修等により空き家の有効活用を図り、街並み景観への阻害を防ぐとともに、本町独自の豊かな景観の維持に継続して努めます。また、主要眺望点周辺の維持管理に努め、町内外者における自然景観への満足度を高めていきます。

【前期の主な取り組み】

- ① 空き家解体 | 戸及びポケットパーク※の整備(平成 26 年度)
- ② 空き家調査の実施
- ③ 園地等の除草作業等



赤浜海岸の海岸清掃後

【後期の施策方針】

- ① 空き家の有効活用を図り、街並み景観への阻害を防ぐとともに、本町独自の豊かな景観の維持
- ② 前期では満足な成果を出せなかった園地等主要眺望点周辺の維持管理に努め、町内外者における自然景観への満足度を向上
- ③ 景観条例、景観計画の普及
- ④ 町内ボランティア団体との情報共有

【主な達成目標】

成果目標	策定時 (H25 年 度現況)	前期実績値 (H30 年度)	R5 年度目標値 (2023 年度)	
			当初	変更
① 小値賀の景観に対する満足度	-	80.8%	80%	90%
② 町内在住者の景観に対する関心度	-	85.9%	80%	90%

<①②変更理由>平成 30 年 12 月に実施したまちづくりアンケート結果により、目標数値を上方修正。

※【ポケットパーク】道路整備や交差点の改良によって生まれたスペースに、ベンチを置くなどして作った小さな公園。

主要施策 1: 道路施設の維持管理

〔現状・課題〕

島内の町道・県道について、ほとんど整備は終了しており、今後は、舗装済みの道路や排水路の補修等の維持管理が中心となってきます。

また、側溝や交通安全施設の老朽化による維持補修も必要となります。

今後は、高齢化に対応した段差解消や手すりの整備、景観重点区域内の景観に配慮した統一性のあるカラー舗装化などについても進める必要があります。

〔施策の基本方針〕

高齢者や子供たちが安全に安心して利用できる道路環境の整備を図るとともに、景観にも配慮した道路整備を行います。

〔前期の主な取組み〕

- ①交通安全総点検の結果をもとに、通学路の歩道の段差解消、ガードレール等の設置、側溝蓋のガタつきの解消、側溝蓋の設置
- ②町道斑前田線他 手摺設置



道路施設の維持管理

〔後期の施策方針〕

- ①高齢者や子供たちが安全に安心して利用できる道路環境の整備を図るとともに、景観にも配慮した道路整備

〔主な達成目標〕

成果目標	策定時 (H25 年度 現況)	前期実績値 (H30 年度)	R5 年度目標値 (2023 年度)	
			当初	変更
①通学路や主要道路の歩道の段差解消、手すりの設置	段差解消 手摺設置	段差解消 手摺設置	道路の適 正な管理	-
②道路環境に対する町民の満足度	-	91.0%	90.0%	95.0%

<②変更理由>平成 30 年 12 月に実施したまちづくりアンケート結果により、目標数値を上方修正。

主要施策 1: 情報化社会の構築

〔現状・課題〕

国の通信格差是正事業費補助金を活用し、平成10年度に携帯電話の基地局の整備、平成13年度には、島内における行政用の光ファイバー網の整備を図り、令和元年度からは光通信事業者による民設民営方式でのサービスが小値賀本島（黒島、斑島含む）で提供可能となりました。

今後は光ファイバー網を活用した、ICT※化、IoT※化を含め、産業振興や福祉施設の充実を図ることで、外海離島という地理的ハンデを乗り越えたとともに、IT 関連事業者の誘致を行い、島内における雇用環境を生み出すことが課題となります。

〔施策の基本方針〕

目まぐるしく変化していく情報化社会に対応するため、町民意向を踏まえて光通信ケーブル等、情報通信環境整備を推進し、利便性の向上を図ります。また、情報通信環境整備を行うことで、コンピューター関連のシステム開発事業者等、IT関連企業の事務所の誘致や地元での起業を推進します。

〔前期の主な取組み〕

- ① 光通信ケーブル敷設に向けた光通信事業者との協議

〔後期の施策方針〕

- ① 全ての町民が情報通信基盤の恩恵を安定して受けられるような環境を整備
- ② 光通信ケーブルを活用した、サテライトオフィス※等、民間事業者の誘致のための計画・実施

〔主な達成目標〕

成果目標	策定時 (H25 年度 現況)	前期実績値 (H30 年度)	R5 年度目標値 (2023 年度)	
			当初	変更
① 本土並みの情報通信環境の整備	未整備	民設民営方式で整備(本島のみ)	-	-
② 民間事業者の誘致	-	0 社	-	3 社

<②変更理由>①の目標を前期で達成したため、①を活用した施策目標を新たに設定。

※【ICT】「Information Communication Technology」の略語。「人と人」「人とモノ」の情報伝達を行うコミュニケーション。

※【IoT】「Internet of Things」の略語。モノがインターネットとつながる仕組みや技術。

※【サテライトオフィス】企業本社や官公庁・団体の本庁舎・本部から離れたところに設置されたオフィスのこと。